

第16回 浅口マルシェ参加者募集要項

今回、地域活性を志すメンバーが集い任意団体「浅口つなげるンジャー」として、浅口マルシェを運営することになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

来場者様がマルシェを通して浅口の魅力・出店者様の魅力を感じてくださり、「また来たい」「お店にも行ってみたい」と思っていただけのマルシェになるよう、浅口の魅力・出店者様の魅力を情報発信してまいります。

共感してくださった方はぜひ出店をお願いいたします。

1 実施概要

【目的】

市内事業者や団体を集めたマルシェを実施し、物販やワークショップ等を通して、地域の魅力を広く発信する。また、参加者同士の交流も目的とし、観光だけでなく地場産業の振興に繋げる。

【日時】

令和7年11月24日(月祝) 10時～13時 ※荒天中止

※当日は、同時開催として「浅口市防災フェア」が行われています。

※準備8時～

【場所】

天草総合公園 ビッグハット(浅口市鴨方町鴨方2244-2)

【来場者数】

1000名程度

2 参加概要

【参加枠】

浅口市観光協会会員として、マルシェに参加し、浅口市と一緒に盛り上げてくれる事業者または一般の皆様

浅口市観光協会会員 出店料:無料

今回から浅口市観光協会入会希望の方:協会年会費2,000円(出店料無料)

一般出店料:3,000円

支払い方法:当日会場受付(本部)にて現金でお支払いをお願いいたします

募集数:20店舗程度

想定内容:飲食(フード・スイーツ・ドリンク)、加工食品(弁当・パンなど)、生鮮食品(野菜など)、雑貨、体験・ワークショップ など(古着、古本等の出品は不可)

販売スペース:3×3m程度(大幅に超える場合は、販売面積を減らすようお声がけをする場合があります)

【募集概要】

以下のすべてを満たす必要があります。

- ・古着、古本、古家電リサイクル品等、フリーマーケットの参加は認めません。
- ・アルコール類の販売は禁止とします。但し、持ち帰り用の地酒の販売は可能。
- ・コピー品、金券の販売は禁止とします。
- ・動物、生き物の販売は禁止とします。
- ・転売を目的に購入したものの販売は禁止とします。
- ・くじ引き、福袋などは禁止します。
- ・参加に必要な物品は、全て各自でご準備ください。

- ・テントを設置する場合、重りをご用意いただくなど風対策をお願いいたします。
- ・参加に伴う許可及び申請は、参加者にて確認・手続きを行ってください。

【応募条件】

- (1)参加要項をよくお読みいただいた上で、当事務局の運営に賛同いただける方
- (2)代表者が18歳以上の方
- (3)反社会勢力にかかわりがないこと
- (4)宗教、政治活動を目的としないこと
- (5)法令、公序俗等に違反しないこと
- (6)著作権、肖像権の侵害をしないこと

【ブース使用について】

- ・販売スペースは、3×3m程度
- ・ブースの配置については、事務局に一任とさせていただきます。
- ・参加者同士での場所変更は禁止とさせていただきます。諸事情がある場合の要望については、申込時に、専用申込フォームの備考欄にご記入ください。
- ・複数の事業者が共同で1つのブースに出店することはできません。

【搬入・搬出について】

- ・前日準備は不可能です。搬入可能時間、撤収時間は後日お知らせします。

【電気・火気について】

- ・**電気と火気使用については、必ず申込時に申告してください。**
- ・会場に電源はありません。電気が必要な場合、ご自身で発電機等をご準備ください。
- ・電気・火気を使用できるスペースには限りがありますので、事務局で調整をお願いする場合があります。
- ・**※発電機・火気を使用する場合、必ず消火器もご準備ください。**
- ・**※事務局で2台発電機を所有しています。必要場合は、専用申込フォームにご記入ください。(利用希望者が多い場合は、抽選とさせていただきます)**

【清掃・ゴミの処理について】

- ・各ブースで発生するごみは、参加者で責任をもって持ち帰ってください。
- ・終了後は使用した場所をきれいにし、原状回復してください。

【販売価格について】

- ・適正価格での販売をお願いいたします。

【販売品責任について】

- ・お客様からの苦情に対しては、各店舗で対応をお願いいたします。
- ・参加者が販売した商品に対する責任は、参加者に帰属します。販売する際には、左記に同意したものとし食中毒予防に万全の注意をしてください。
- ・来場者に与えたケガ等についても事務局では一切責任を負いません。

【記録写真の撮影、使用について】

- ・会場内での事務局による写真・動画撮影にご協力をお願いいたします。HPやSNSでのPRに使用させていただきます。

3 参加への流れ

①参加申し込み

- ・専用申込フォームをご提出ください
※上記方法以外のお申し込みはお受けできない可能性があります。

【提出物】

- 1_専用申込フォーム
- 2_各種営業許可書の写し(飲食店の場合のみ)

3_出店計画(飲食店の場合のみ)

4_その他出店内容にかかる必要な許可や資格等の取得証明書の写し(国家資格、民間資格等)

※2・3・4は出店確定後にメールにて提出していただきます。

【提出期限】

令和7年10月17日(金) ※21時

※参加希望者が出店可能数を上回った場合は事務局からお断りさせていただく場合がございます。

②事前案内の送付

・参加者が確定したら、専用のLINEのグループ(オープンチャット)に入っていただきます。オープンチャットにて、当日についての事前案内をさせていただきます。

4 販売にあたっての留意事項

【開業届を提出されていない方へ(趣味での参加など)】

・個人の方が開業届を出さずにハンドメイド雑貨の販売やその他事業で収入を得る場合、次の対象者は税務署への確定申告が必要となります。申告しない場合、法的処置が適用され無申告課税が課せられます。対象者は必ず申告してください。また、確定申告が不要な場合でも、住民税申告が必要となる場合があります。申告していないことが発覚した場合、マルシェへの参加をお断りする場合がございます。

〈確定申告対象者〉副業の場合：年間所得20万円以上／フリーランスの場合：年間所得48万円以上

【食品の調理や販売について】

◆食品の取り扱いに際して

・食品衛生法に基づき、32業種について営業許可書が必要です。参加内容は必ず取得している許可の範囲内をお願いいたします。

・令和3年6月1日に改正食品衛生法が施行され、営業許可業種の一部が変更になるとともに、営業許可業種以外の食品取扱業種の多くは営業の届出が必要になりました。

・申請や販売状態に虚偽があると認められた場合、販売停止とする場合があります。

・PL保険(生産物賠償責任保険)への加入を推奨します。

・食品の取り扱いについては、保健所の指示に従いトラブル防止に努めてください。

・保健所へのイベント開催届は、市観光協会事務局が一括して行います。

◆加工品の販売について

・加工品には、製造販売業の許可書が必要なものがあります。各自で管轄の保健所にて取得してください。

◆アレルギー表示について

容器包装された加工食品・食品添加物で、アレルギー物質を含むものについては、アレルギー物質の表示を義務化、または推奨しておりますのでご注意ください。

①省令で表示義務化(7品目)

卵、乳、小麦、えび、かに、そば、落花生

②表示を推奨(21品目)

アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

◆食品表示について

・管轄保健所で営業許可を受けた施設で調理、包装して製品にし、ラベルに食品表示(製品名、原材料、内容量、保存方法、賞味期限、製造者、販売者、栄養成分表示等)を記載した商品を販売してください。

・食品の表示がないものについては販売できません。

※食品の取り扱いに関する相談・質問等は、管轄の保健所に直接お問い合わせください。

備中保健所井笠支所(TEL:0865-69-1675)

【古物(中古品等)の販売について】※一般の方によるフリーマーケットでの参加は、原則不可。

リサイクル品や中古品等、古物を販売する場合、古物商許可が必要な場合があります。基本的に、フリーマーケット等で自分の不要なものを処分する場合には不要ですが、利益を出すこと(転売)目的に第3者から仕入れた古物を販売する場合は許可の対象です。

**※古物の取り扱いに関する相談・質問等は、管轄の警察署に直接お問い合わせください。
玉島警察署(TEL:086-522-0110)**

【アルコール類の販売について】※持ち帰り用の地酒販売を除くアルコール提供・販売は不可
アルコール類を瓶や栓を抜かずに販売する場合、税務署への「期限付き酒類小売業免許届出書」が必要です。参加者様ご自身で申請してください。

【その他】

- ・お客さんから求められた際には、必ず領収書を発行できるよう、ご準備をお願いします。
- ・**出店内容に必要な許可をよく調べ、許可や届出を行ったうえで参加の申し込みをお願いいたします。許可や届出なく参加されていることが発覚した場合、出店をお断りする場合がございます。**
- ・以下の商品・サービスなどを販売はお断りいたします。
 - ①第三者の権利の侵害する、または第三者を誹謗・中傷・差別する内容の商品など
 - ②ネットワークビジネス(マルチ商法・MLMなど)に該当、もしくは疑われる商品・サービスの販売・提供
 - ③コピー品、金券、動物、生き物など
 - ④転売を目的に購入したもの
 - ⑤くじ引き、福袋など
 - ⑥その機能または品質に瑕疵のある商品など
 - ⑦社会通念上ふさわしくない商品など
 - ⑧上記のほか法令に違反または違反する恐れのある商品など

5 イベントPRについて

【Instagram】

浅口市観光協会公式アカウントにて、マルシェの告知と出店者さまの紹介投稿を行います。Instagramのアカウントをお持ちの方は、ぜひ情報発信にご活用ください。

【チラシについて】

完成しましたら、各出店者さまにお届けいたします。告知やブース宣伝にご活用ください。
チラシは浅口市内の学校にも配布予定です。また、市内の店舗等に置いていただく予定です。

【メディア広報】

ラジオ出演(FMくらしきなど)や、ニュースサイト掲載等の広報を予定しております。

6 注意事項

- ・時間は厳守してください。
- ・来場者とのトラブルや事務局の指示に従えない場合に参加を中止していただく場合がございます。
- ・会場での両替は一切行いません。
- ・会場での商品の破損及び盗難については一切責任を負いません。
- ・申請内容等について、虚偽の事実が判明した場合、出店をお断りする可能性があります。

7 中止について

- ・本マルシェは、荒天中止です。万が一、大雨などで中止せざるを得ない事態が発生した場合、開催日前日までに事務局から専用申込フォームに記載いただいた連絡先かオープンチャットにてご連絡させていただきます。
- ・やむを得ない事態が発生した場合の実施取りやめに伴う損害賠償は一切負いませんのでご了承ください。

浅口つなげるんジャー
メール: asakuchi.tsunagu@gmail.com